

平成 29 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	承認第 4 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	平成 29 年度安城市一般会計補正予算 (第 2 号) 専決年月日 平成 29 年 9 月 28 日
議 案 番 号	第 82 号議案
議 案 名	安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うもの 非常勤職員の育児休業取得期間を子が 2 歳に達する日までとするための子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合について新たに規定を設ける。 (施行日) 公布の日

内 容							
議 案 番 号	第 8 3 号議案						
議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>納期の統一をすること及び個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴うもの</p> <p>1 固定資産税の基準年度における第1期の納期を改めるもの 「5月16日から同月31日まで」→「4月16日から同月30日まで」</p> <p>2 個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更 (1) 特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会の主たる事務所の所在地を改めるもの 「安城市南町15番26号」→「安城市朝日町14番1号朝日ビル3階」 (2) 次の3法人を加えるもの</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人アニマルレスキュー M i k i J a p a n</td> <td>安城市大山町2丁目5番地4</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人5-CHA</td> <td>安城市緑町2丁目6番地10</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人チーム三河リカバリ</td> <td>安城市桜町17番5号 APビル4F</td> </tr> </table> <p>(施行日) 1 平成30年4月1日 2 平成30年1月1日</p>	特定非営利活動法人アニマルレスキュー M i k i J a p a n	安城市大山町2丁目5番地4	特定非営利活動法人5-CHA	安城市緑町2丁目6番地10	特定非営利活動法人チーム三河リカバリ	安城市桜町17番5号 APビル4F
	特定非営利活動法人アニマルレスキュー M i k i J a p a n	安城市大山町2丁目5番地4					
特定非営利活動法人5-CHA	安城市緑町2丁目6番地10						
特定非営利活動法人チーム三河リカバリ	安城市桜町17番5号 APビル4F						
議 案 番 号	第 8 4 号議案						
議 案 名	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>納期の統一をすることに伴うもの</p> <p>基準年度における第1期の納期を改めるもの 「5月16日から同月31日まで」→「4月16日から同月30日まで」</p> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>						

内 容	
議 案 番 号	第 8 5 号議案
議 案 名	安城市母子・父子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>所得税法改正に伴うもの</p> <p>引用している語句の変更 第 2 条第 2 項第 1 号中「控除対象配偶者」→「同一生計配偶者」</p> <p>(施行日) 平成 3 0 年 1 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 8 6 号議案
議 案 名	安城市立サルビア学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市立サルビア学園の機能の移転等に伴うもの</p> <p>1 安城市立サルビア学園の位置を改めるもの 「安城市和泉町向 7 番地」→「安城市城南町 2 丁目 1 0 番地 3」</p> <p>2 サルビア学園の行う事業の規定の整理をするもの</p> <p>(施行日) 平成 3 0 年 7 月 1 7 日</p>

内 容					
議案番号	第87号議案				
議案名	安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について				
摘 要	<p>安城産業文化公園に子ども用屋内遊戯施設を新設することに伴うもの</p> <p>1 子ども用屋内遊戯施設の利用者 (1) 同伴者（指定管理者が屋内遊戯施設を利用する子どもの安全を確保する上で適当と認める者をいう。以下同じ。）を伴った生後6月から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども及び当該同伴者 (2) その他指定管理者が特に認める者</p> <p>2 利用料の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども用屋内遊戯施設</td> <td>1人1回1時間につき500円以内において指定管理者が市長の承認を受けて定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成30年3月17日</p>	区分	金額	子ども用屋内遊戯施設	1人1回1時間につき500円以内において指定管理者が市長の承認を受けて定める額
	区分	金額			
子ども用屋内遊戯施設	1人1回1時間につき500円以内において指定管理者が市長の承認を受けて定める額				
議案番号	第88号議案				
議案名	安城市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について				
摘 要	<p>安城市養護老人ホームを廃止するもの</p> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>				
	議案番号	第89号議案			
議案名	安城市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について				
摘 要	<p>安城市勤労福祉会館を廃止するもの</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>				

内 容	
議 案 番 号	第 9 0 号議案
議 案 名	安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
摘 要	<p>安城市子ども発達支援センターを新設するもの</p> <p>1 設置 心身に障害のある子ども又はその疑いのある子ども及びその保護者の福祉の増進を図るため、次のとおり施設を設置する。</p> <p>(1) 名称 安城市子ども発達支援センター</p> <p>(2) 位置 安城市城南町2丁目10番地3</p> <p>(3) 構成施設</p> <p>ア 安城市立サルビア学園</p> <p>イ 安城市やまびこルーム</p> <p>ウ 安城市発達相談支援室</p> <p>2 安城市やまびこルーム</p> <p>(1) 事業</p> <p>ア 障害のある幼児等の日常生活に必要な訓練及び指導</p> <p>イ 2(1)アのほか、市長が必要と認める事業</p> <p>(2) 利用者</p> <p>障害のある幼児等及びその保護者</p> <p>3 安城市発達相談支援室</p> <p>(1) 事業</p> <p>ア 障害児相談支援に係る事業</p> <p>イ 計画相談支援及び基本相談支援に係る事業</p> <p>ウ 心身に障害のある子ども又はその疑いのある子どもの発達に係る相談及び支援に関すること。</p> <p>エ 3(1)アからウまでのほか、市長が必要と認める事業</p> <p>(2) 利用者</p> <p>心身に障害のある子ども又はその疑いのある子ども及びその保護者</p> <p>(施行日)</p> <p>平成30年7月17日</p>

内 容											
議案番号	第91号議案										
議案名	安城市交通安全広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について										
摘要	<p>大西交通安全広場を廃止するもの</p> <p>交通安全広場の名称及び位置を規定する表から大西交通安全広場の項を削るもの</p> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>										
議案番号	第92号議案										
議案名	安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について										
摘要	<p>安城市立篠目中学校のテニスコートを目的外使用させることに伴うもの</p> <p>使用料を定めるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート (夜間照明設備を含む。)</td> <td>30分</td> <td>370円</td> <td>使用の許可を受けたとき</td> <td>1 使用できる時間は、日没前30分から午後9時までとする。 2 学校開放以外の目的で使用するときは、当該使用料の2倍とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	テニスコート (夜間照明設備を含む。)	30分	370円	使用の許可を受けたとき	1 使用できる時間は、日没前30分から午後9時までとする。 2 学校開放以外の目的で使用するときは、当該使用料の2倍とする。
区分	単位	金額	徴収の時期	備考							
テニスコート (夜間照明設備を含む。)	30分	370円	使用の許可を受けたとき	1 使用できる時間は、日没前30分から午後9時までとする。 2 学校開放以外の目的で使用するときは、当該使用料の2倍とする。							

内		容																													
議案番号	第93号議案																														
議案名	安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																														
摘要	体育施設の改修に伴うもの																														
	体育施設及びその附属設備の見直し																														
	(1) 屋外体育施設附属設備等																														
	ソフトボール場電光得点表示装置の使用料の新設																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ソフトボール場電光得点表示装置</td> <td>全面表示の場合</td> <td>30分</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td>得点判定表示のみの利用の場合</td> <td>30分</td> <td>320円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		単位	金額	ソフトボール場電光得点表示装置	全面表示の場合	30分	540円	得点判定表示のみの利用の場合	30分	320円																	
	区分		単位	金額																											
	ソフトボール場電光得点表示装置	全面表示の場合	30分	540円																											
		得点判定表示のみの利用の場合	30分	320円																											
	(2) 安城市体育館																														
	ア 幼児体育室の使用料の廃止																														
イ 大会議室の使用料の見直し																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">金額(2時間につき)</th> <th colspan="2">金額(2時間につき)</th> </tr> <tr> <th>午前・午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,720円</td> <td>2,240円</td> <td>1,590円</td> <td>2,070円</td> </tr> </tbody> </table>			改正前		改正後		金額(2時間につき)		金額(2時間につき)		午前・午後	夜間	午前・午後	夜間	1,720円	2,240円	1,590円	2,070円													
改正前		改正後																													
金額(2時間につき)		金額(2時間につき)																													
午前・午後	夜間	午前・午後	夜間																												
1,720円	2,240円	1,590円	2,070円																												
(3) 安城市体育館附属設備等																															
ア 電光得点表示装置及び舞台設備の使用料の見直し																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電光得点表示装置</th> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>一式</th> <th>750円</th> <th>1時間</th> <th>350円</th> </tr> <tr> <th>舞台設備</th> <th>一式</th> <th>1,080円</th> <th>一式</th> <th>780円</th> </tr> </thead> </table>			電光得点表示装置	改正前		改正後		一式	750円	1時間	350円	舞台設備	一式	1,080円	一式	780円															
電光得点表示装置	改正前			改正後																											
	一式	750円	1時間	350円																											
舞台設備	一式	1,080円	一式	780円																											
イ 体育場照明の使用料の見直し																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正前</th> <th colspan="4">改正後</th> </tr> <tr> <th>体育場照明(1灯につき)</th> <th>1時間</th> <th>12円</th> <th rowspan="4">体育場照明</th> <th>小光量</th> <th rowspan="4">1時間</th> <th>350円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中光量</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大光量</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>最大光量</td> <td>1,880円</td> </tr> </tbody> </table>			改正前			改正後				体育場照明(1灯につき)	1時間	12円	体育場照明	小光量	1時間	350円				中光量	730円				大光量	1,100円				最大光量	1,880円
改正前			改正後																												
体育場照明(1灯につき)	1時間	12円	体育場照明	小光量	1時間	350円																									
				中光量		730円																									
				大光量		1,100円																									
				最大光量		1,880円																									
ウ ロッカーの使用料の廃止																															
(4) 安城市スポーツセンター附属設備等																															
アリーナ及びプールの照明の使用料の見直し																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正前</th> <th colspan="4">改正後</th> </tr> <tr> <th>アリーナ及びプールの照明(1灯につき)</th> <th>1時間</th> <th>14円</th> <th rowspan="3">アリーナ及びプールの照明</th> <th>小光量</th> <th rowspan="3">1時間</th> <th>350円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中光量</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大光量</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table>			改正前			改正後				アリーナ及びプールの照明(1灯につき)	1時間	14円	アリーナ及びプールの照明	小光量	1時間	350円				中光量	730円				大光量	1,100円					
改正前			改正後																												
アリーナ及びプールの照明(1灯につき)	1時間	14円	アリーナ及びプールの照明	小光量	1時間	350円																									
				中光量		730円																									
				大光量		1,100円																									
(施行日)																															
平成30年4月1日																															

内 容	
議 案 番 号	第 9 4 号議案
議 案 名	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>市営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務を緩和するもの</p> <p>市営住宅の入居者が認知症患者等（収入超過者を含む。）であって収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合には、当該入居者から収入の申告がなく、収入状況の報告の請求に応じない場合であっても、市営住宅の毎月の家賃の算定方法は、公営住宅一般に係る家賃の算定方法（収入超過者である場合にあつては、公営住宅一般に係る収入超過者の家賃算定方法）と同様とする。</p> <p>（施行日） 公布の日</p>
議 案 番 号	第 9 5 号議案
議 案 名	平成 2 9 年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について
摘 要	
議 案 番 号	第 9 6 号議案 ・ 第 9 7 号議案
議 案 名	平成 2 9 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	下水道事業（第 2 号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 1 号）の 2 会計

内 容	
議案番号	第98号議案
議案名	財産の無償譲渡について
摘要	<p>建物の無償譲渡</p> <p>名称 安城市養護老人ホーム及び旧安城市南部デイサービスセンター</p> <p>所在 安城市和泉町大北67番地1</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造2階建（一部3階建）</p> <p>延床面積 2,767.09 m²</p> <p>建築年 平成元年</p> <p>譲渡先 安城市法連町8番地11 社会福祉法人安祥福祉会 理事長 西尾 四郎</p>
議案番号	第99号議案
議案名	指定管理者の指定について
摘要	<p>安城市民交流センターの指定管理者として特定非営利活動法人愛知ネットを指定する（平成30年4月1日～平成35年3月31日）。</p>
議案番号	第100号議案
議案名	指定管理者の指定について
摘要	<p>安城市民会館の指定管理者として株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定する（平成30年4月1日～平成35年3月31日）。</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 0 1 号議案
議 案 名	指定管理者の指定の期間の変更について
摘 要	<p>安城市養護老人ホームの指定管理者の指定の期間を変更するもの</p> <p>指定管理者の指定の期間</p> <p>変更前 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>変更後 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで</p>

内 容	
議案番号	第102号議案
議案名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>
議案番号	第103号議案
議案名	安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のもの期末手当を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>
議案番号	第104号議案
議案名	安城市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、教育長の期末手当を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>

内 容	
議案番号	第105号議案
議案名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、職員の給与を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>
議案番号	第106号議案
議案名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	<p>県費負担教員の給与の改定に準じ、市費負担教員の給与を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>
議案番号	第107号議案
議案名	平成29年度安城市一般会計補正予算（第4号）について
摘要	<p style="text-align: right;">資料別添</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 0 8 号議案
議 案 名	平成 2 9 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	下水道事業（第 3 号）の 1 会計 資料別添
議 案 番 号	報告第 1 5 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 3, 5 0 0 円</p> <p>2 事 故 内 容</p> <p>(1) 発生日時 平成 2 9 年 7 月 2 5 日 午後 4 時 3 0 分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市桜町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の安城市役所本庁舎において、職員が相手方の印章を預かり印鑑登録の事務を行っていたところ、当該印章を破損したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 印面の損傷</p> <p>4 過 失 割 合 安城市 1 0 0 % 相手方 0 %</p> <p>5 専決年月日 平成 2 9 年 1 2 月 8 日</p>
議 案 番 号	諮問第 1 号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
	<p>委員 野村裕子、板本宗一及び柴田早智子の任期満了（平成 3 0 年 3 月 3 1 日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員 任期 3 年 委員数 8 人 要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるもの（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>